

# 一般社団法人北海道美術館協力会定款

(平成25年4月1日制定)

(平成25年5月29日一部改正)

(平成28年5月27日一部改正)

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道美術館協力会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、道立の美術館等の事業活動に協力するとともに、美術に関する道民の知識と教養の向上を図るために必要な事業を行い、もって本道美術文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道立の美術館等の事業活動への協力
- (2) 美術に関する講座、講演会、その他の催しの開催及び他の行うこれらの催しへの協力
- (3) 美術館の研修視察
- (4) 美術に関する資料の収集並びに解説書、図録、目録等の作成及びこれらの頒布
- (5) 優秀な美術創作活動及び美術作品の顕彰・奨励のための「美術館協力会賞」の贈呈
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の種別の構成員からなる。

- (1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は法人
  - (2) 特別会員 この法人の業務の運営に関し学識経験のある者で、総会の議決をもって推薦された者
  - (3) 賛助会員 この法人の事業に協賛する個人又は法人
  - (4) ボランティア活動員 この法人の事業に賛同してボランティア活動を行う個人
- 2 前項の会員のうち、正会員及び特別会員(以下「構成会員」という。)をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 総会において推薦された特別会員は、本人の承諾によつて会員となる。

(経費の負担)

第7条 この法人の活動に必要な費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 この法人は、会員が納入した会費は、いかなる場合においても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を6か月を超えて履行しなかったとき。
- (2) 総構成会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての構成会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 特別会員の推薦
- (2) 会費の額の決定及び変更
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 新たな重要な義務の負担及び権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度事業終了後3月以内に1回開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総構成会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する構成会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、当該総会に出席した理事の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、構成会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総構成会員の議決権の過半数を有する構成会員が出席し、出席した当該構成会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総構成会員の半数以上であつて、総構成会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した構成会員2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 16名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事に会長、3名以内の副会長、専務理事を置く。

3 前項の会長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長の命を受けこの法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 資産の管理及び運営方法

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長に事故があるときは、出席した理事の中から理事会において選出された者がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計及び資産

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、会長が管理する。

2 この法人は、理事会の議決によって定める以下の各号に掲げる方法で資産を運用する。

(1) 国債、地方債又は安全性かつ確実性のある有価証券の取得

(2) 銀行その他の金融機関への定期預金又は定額郵便貯金

(3) 信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託(運用方法を特定する金銭信託を除く。)又は貸付信託

(4) その他安全性かつ確実性のある方法で理事会の定めるもの

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

(設置)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第11章 補 則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、吉野 次郎とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の一部変更は、平成25年度定時総会の議決のあった日(平成25年5月29日)から施行する。

## 附 則

この定款の一部変更は、平成28年度定時総会の議決があった日(平成28年5月27日)から施行する。